埼医業Ⅱ第２３８４号
令和３年２月５日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の
申請受付期間の延長について（通知）

標記の件につきまして、埼玉県から別添のとおり埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の１１月～３月分の申請について、受付期間を令和３年２月２６日まで延長する（３月分は見込みで申請）との通知がありました。

今回の申請については、５月～１０月に補助対象となる診療を実施していたが、交付申請を行っていない場合も申請可能となっております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員へ周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、下記の参考ホームページに事業概要等が掲載されておりますので、ご活用ください。

【参考ホームページ（県医療整備課）】

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/onlineshinryo.html

【本件に関する問い合わせ】

埼玉県医療整備課　医務担当（電話　０４８－８３０－３５３９）

担　当：埼玉県医師会　業務Ⅱ課（飯野）
電　話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

記入例

様式第１号（第５条関係）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
埼 玉 県 知 事

開設者が法人の場合は、法人名、理事長名、理事長印
開設者が個人の場合は、開設者氏名、印（認め印可）

開　設　者　　医療法人〇〇会　理事長〇〇　㊞

医療機関名　　〇〇病院

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

内訳（１）、（２）の合計を正しく記入してください。

１　補助申請額　　金　４４１，０００円

経費所要額の補助金額（Ｈ）欄と一致させてください。

内訳
（１）電話やオンラインによる診療事業　　金　３７５，０００円
（２）リーフレット作成事業　　金　６６，０００円

２　補助事業の実施期間　令和２年１１月１日　～　令和３年３月３１日
（又は）令和２年５月１日　～　令和３年３月３１日

３　添付書類
（１）経費所要額調
（２）見積書（リーフレット作成事業を行う場合のみ）
（３）その他参考となる資料

注：交付申請額を審査し、交付決定を行います。
なお、実績報告の際の実績報告額は、交付決定額と同額又はそれ以下となりますので、交付申請額の積算には御注意ください。

記入例

経　費　所　要　額　調

注:交付申請額を審査し、交付決定を行います。
なお、実績報告の際の実績報告額は、交付決定額と同額又は
それ以下となりますので、交付申請額の積算には御注意ください。

(1)電話やオンラインによる診療事業

診療月	件数(見込み)			補助金額(円)
	初診 A	再診 B	合計 C=A+B	@3,000円×C
5月	10	5	15	
6月	8	5	13	
7月	7	5		
8月	5	5		
9月	5	5		
10月	8	5		
11月	7	5		
12月	5	5		
1月	5	5	10	
2月	5	5	10	
3月	5	5	10	
合計	70	55	125	375,000

11月～3月分の申請の際は、11月以降の件数のみを入力すること。

※5月～10月に補助対象となる電話やオンラインによる診察を実施していたが交付申請を行っていなかった場合や、申請をしたが計上し忘れた月があった場合は、11月～3月分の申請の際に、5月～10月分を合わせ

(注1)見込み件数を入力してください。
(注2)件数の初診Aと再診Bを入力すると、合計、補助金額が自動で計算されます。

(2)リーフレット作成事業

見積(予定)年月日	実支出額(円) A	1枚単価(円) B=A÷E	基準単価(円) C	補助対象単価(円) D(注3)	作成枚数(枚) E	基準上限枚数(枚) F	補助対象枚数(枚) G(注4)	補助金額(円) H=D×G
令和2年8月15日	60,000				2,000			
令和2年12月15日	30,000				500			
令和　年　月　日								
合計	90,000	36	33	33	2,5			0

11月～3月分の申請の際は、11月以降の実支出額、作成枚数のみを入力すること。

※5月～10月分の申請を行っている場合は、5月～3月分の合計と基準上限枚数とを比較して少ない方を補助対象枚数とするので、注意。
※5月～10月に作成していたが交付申請を行っていなかった場合は、11月～3月分の申請の際に、5月～10月分を合わせて申請することが可能。

(注1)実支出額Aには、消費税を含みます。
(注2)実支出額Aと作成枚数Eを入力すると、1枚単価B、補助金額Hが自動で計算されます。
(注3)補助対象単価Dは、実支出額Aから算出した1枚単価B又は基準単価C(33円)とを比較して少ない方とします(
(注4)補助対象枚数Gは、作成枚数Eと基準上限枚数F(2，000枚)とを比較して少ない方とします(自動計算)。

【補助事業者情報入力欄】

医療機関名	医療法人○○　○○病院
郵便番号	〒123-4567
住　所	埼玉県さいたま市○○区○○1丁目2-3
電話番号	000-000-0001
ＦＡＸ	000-000-0002
メールアドレス	0000@xx.xx.lg.jp
担当者名	事務長　○○

写

医第１０６２－３号
令和３年２月４日

一般社団法人埼玉県医師会会長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の
申請受付期間の延長について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話やオンラインによる診療を初診等において実施する医療機関に対し、補助金を交付しております。

このたび、当該補助金の１１月～３月分の申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令されている状況を考慮し、申請受付期間を令和３年２月２６日まで延長することとしましたのでお知らせいたします。

今回の申請については、５月～１０月に補助対象となる診療を実施していたが、交付申請を行っていない場合も申請可能となっております。

つきましては、補助事業の概要、補助金交付要綱、スケジュール等を県ホームページに掲載していますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

≪参照≫
埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業について（埼玉県ホームページ）
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/onlineshinryo.html

担　当：医療整備課　医務担当
電　話：０４８－８３０－３５３９
ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０２
E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

令和3年2月　日

ＦＡＸ送　信　表

各医療機関　御担当者　様

全枚数(本票を含む)：　1枚

件名　：【補助金の御案内】埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金の申請受付期間の延長について

□至急　□ご返信ください　☑ご確認ください

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話やオンラインによる診療を初診等において実施する医療機関に対し、補助金を交付しております。(国、地方公共団体及び独立行政法人が設置する医療機関を除きます。)

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令されている状況を考慮し、申請受付期間を令和3年2月26日まで延長することといたしましたので、該当する医療機関の皆様はぜひ御活用ください。

≪補助対象事業≫

(1)電話やオンラインによる診療事業

・電話やオンラインによる診療を行う埼玉県内の病院又は診療所が、電話やオンラインにより『初診※』(及びその患者の再診)を実施する場合に当該診療1件につき3,000円を交付します。　※診療報酬点数上の初診扱い

(2)リーフレット作成事業

・電話やオンラインによる診療の実施を周知するために外注により作成したリーフレットの作成経費について、最大66,000円(33円×2,000部)を交付します。

≪参照≫補助金の申請方法等については、次のホームページをご確認ください(申請書類提出期限令和3年2月26日)。

「埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業について」(埼玉県ホームページ)

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/onlineshinryo.html

※埼玉県ホームページのトップページ内キーワード検索フォームで「オンライン診療」と検索

≪お問合せ先≫

埼玉県保健医療部医療整備課医務担当

電話:048-830-3539　FAX:048-830-4802